



CSRと会社法制

| | |
|----------|---|
| 著者 | 大和 正史 |
| 雑誌名 | セミナー年報 |
| 巻 | 2007 |
| ページ | 135-142 |
| 発行年 | 2008-03-31 |
| その他のタイトル | CSR under the New Corporation Law in Japan |
| URL | http://hdl.handle.net/10112/534 |

CSRと会社法制

大 和 正 史
企業価値研究班研究員
大学院法務研究科教授

1 はじめに

企業の社会的責任、CSR（Corporate Social Responsibility）については、一般には、企業活動を行うに際し、環境を配慮して廃棄物を出さない、NPOやNGO等の市民活動を支援する、あるいは、従業員の子育てを支援するといったことが、この「責任」の履行の仕方として受け止められているように思われる。しかし、果たして企業は、そうした行為を行う「責任」を負っているのであろうか。あるいは、その「責任」は「法的な責任」とはどのように違っているのであろうか。

例えば、競争を回避するため企業同士でカルテルを結べば、罰金などの刑事罰や課徴金を課されるし、欠陥のある自動車販売してユーザーに怪我をさせるなどの損害を与えれば、賠償しなければならない。つまり、自由競争を阻害するカルテルの禁止や消費者の安全を守るための製造物責任は、法的な責任によって担保されている。

これに対して、企業の社会的責任はどうか。NPOの活動を支援するために寄付をしなければ罰せられるわけではなく、明らかに法的責任とは異なる。

会社法の領域では、1970年代前半に政治家への贈賄や石油製品の買占めなど社会的に糾弾される企業の不正行為が頻発したことを受けて、1974年（昭和49年）の商法改正に際し、企業の社会的責任を立法化すべきとの有力な主張がなされ、活発な議論がなされた。しかし、当時は、一般条項的な規定によって企業あるいは経営者に社会的責任がある旨を立法化しても、そのあいまいな責任を果たすために経営者は非常に大きな裁量権を持つことになり、結局は株主の利益に反する無責任な経営を行われかねないとする消極的な意見のほうが強かった。

ところが、近時は、経済団体が積極的に企業の社会的責任に言及するようになり、CSRを配慮せずに経営を行っている企業は、まさに社会的に評価されず、あるいは社会的な非難の対象さえなることもある。CSRは企業活動に大きな影響を与えるようになってきたのである。そこで、本稿では、会社法制のなかでCSRをどのように捉え、位置づけるべきかについて若

干の検討を試みることにする。

2 CSRに関する企業の対応の変化

本業についてのCSR 従来のCSRは、大きな収益をあげ、財政的に余裕のある大企業が、本業の傍らに行う慈善的活動やフィランソピー・社会貢献活動という受け止め方が一般的だったと思われる。地震の被災地に義捐金を送る、あるいは自治体に公共施設や物品を寄付するなどがその例である。これに対して、最近では、本業についてのCSRが問われるようになってきた。例えば、自動車メーカーが温暖化防止を配慮して自動車を製造しているか、洗剤メーカーが河川の汚染を防止する製品を製造しているか、あるいは金融機関が金融商品に関する消費者教育に貢献しているか、などである。本業に関わる企業活動であるため、企業自身がその活動のなかにCSRを組み込み、組織化していく傾向が顕著になってきている。

CSRとリスク 本業に関わるCSRへの取り組みが企業評価に大きな影響を与えるため、CSRは企業にとっても無視できないリスクになってきている。例えば、法令違反等のコンプライアンス・リスク、粉飾決算・不正経理、あるいは経営陣の背任行為・横領といったガバナンス・リスクのほか、長時間労働による健康被害、サービス残業、不当解雇、セクハラ・パワハラといった人材リスクもありうる。また、情報リスクとして、顧客情報や機密情報の流出が、さらに、環境リスクとして、汚染物資の流出、環境問題に起因する地域住民との紛争といったものも考えられる。具体的な法令違反や顧客に対する加害がなくても、環境を軽視し、消費者を欺く企業行動は、社会から厳しく批判・非難され、場合によっては、企業の存亡に関わるリスクにさえなりうる。もっとも、このリスクは、裏を返せばチャンスにつながるものでもある。環境重視の経営、消費者にやさしい経営を戦略的に展開すれば、社会から高く評価されることになるから、CSRは、企業がみずから積極的に取り組むビジネスチャンスともなりつつある。

3 CSRと法の関係

1970年代の「企業の社会的責任」論は、法律に明文規定を設けることの妥当性をめぐる議論であったが、近時のCSRに関する動きは、業界団体、経済団体のみならず、各企業自身が、CSRに係る各種の行動規範やそのモデルを策定するようになってきている点に特徴がある。つまり、CSRは、各企業の自主的取組みの問題として自覚され、各社が自らの意思決定に基づいて積極的に行動規範を策定したうえで実施しているのである。

一定の義務を法律に定めれば、その義務違反に対する制裁によって、実効性が担保される。しかし、CSRの内容は必ずしも明確でなく、また各企業の業務内容や規模に応じてCSRの

受け止め方が異なる場合、それを規定化することには困難を伴う。

それでは、各企業が自主的に策定した行為規範では、実効性に乏しいのであろうか。

企業みずからC S Rに自主的に取り組むようになってきたのは、「企業の社会的責任」が学界の議論から裾野を急速に広げ、市民一般の間で論じられるようになった結果である。企業活動がグローバル化・大規模化するなかで、その行動を何らかの形でコントロールする必要性が意識され、市民や各種団体がこれに対して積極的に発言し行動するようになってきた。また、情報技術の発達によって、企業が何をしているか、何をしようとしているのを知ることが容易になり、さらに、市民がそれをどのように評価し、どのような発言・行動をしているのかに関する情報が、瞬時かつ容易に伝えられるようになってきている。企業活動を取り巻く環境の変化を通じて、評価する市民の側のC S Rに関する意識も、格段の成長を遂げているのである。

こうした状況のもとでは、各企業が自主的に策定した行為規範であったとしても、それを遵守しなければ社会的評価を低下させ、場合によっては不買運動等のリスク要因になりかねないのであるから、各企業をしてこれを守らせるべく、十分に機能することになると考えられる。しかも、各企業の自主的な行為規範が公表され比較されることによって、法律による規制水準以上のものが生み出される効果も期待できるであろう。

4 C S R と会社法

平成17年に制定された会社法においては、C S Rに関する具体的な定めは置かれていないが、C S Rに関する企業の自主的な行為規範を生かす仕組みが導入されていると考えられるので、以下では、その点について触れておきたい。

まず、会社法は、株式会社の機関設計について任意化しているが、大企業向けの会社機関としては、取締役(会)・監査役(会)設置型と委員会設置会社の双方を用意している(図1参照)。

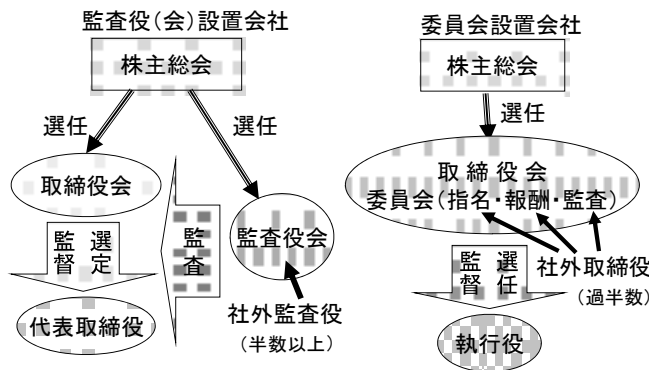


図1 監査役設置会社と委員会設置会社の機関構成

ところで、会社経営を担う取締役が、会社に生じた損害について賠償責任を問われるケースは、従来は、具体的な法令違反行為、経営判断の誤り、および他の代表取締役等の違法行為・経営判断の誤りに対する監視義務違反に類型化することができた。

このうち、経営者の違法・不正行為を防止する機能が期待されるのが監視義務である。すなわち、取締役会の決議によらずに代表取締役がなした違法行為について、それを止めなかったことが監視義務違反、したがって任務懈怠だとして実行者以外の取締役が責任を問われることになる¹⁾。しかし、この監視義務違反を問うには、違法行為を防止すべきであったこと、その前提として知りうべきであったことが必要である。職務怠慢の者ほどこれを知る機会が少なく、防止の機会が乏しいことになるが、そうした者の免責を広く認めては監視義務を課す意味がない。しかし、複数の事業部門や海外支店等を有する大企業においては、取締役が他の取締役等の不正・違法行為に関する具体的な事実のみならず、その兆候を知ることすら必ずしも容易ではない。つまり、大企業においては、取締役の監視義務には実効性をほとんど期待できないことになる。

ところが、そうした状況、つまり違法・不正行為が行われた場合も、それが発見されにくい組織体制になっているときは、そうした不正行為等のリスクを放置していることになる。そこで、こうした状況を克服するために考え出されたのが内部統制システムの構築義務（整備義務）である。大和銀行ニューヨーク支店損失事件²⁾において初めて認められたものであるが、その後、平成14年の商法改正の際に、委員会等設置会社に導入され、さらに、平成17年の会社法においては、大会社について、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」、すなわち内部統制システムの整備に関する決定が義務づけられることとなった。具体的な規定は、監査役設置会社（さらに取締役会非設置会社（会社法348条）と取締役会設置会社（会社法362条）に分かれる）の場合³⁾と委員会設置会社（会社法416条）の場

1) 最判昭和48年5月22日民集27巻5号655頁は、取締役の監視義務について、「株式会社の取締役会は会社の業務執行につき監査する地位にあるから、取締役会を構成する取締役は、会社に対し、取締役会に上程された事柄についてだけ監視するにとどまらず、代表取締役の業務執行一般につき、これを監視し、必要があれば、取締役会を自ら招集し、あるいは招集することを求め、取締役会を通じて業務執行が適正に行なわれるようにする職務を有するものと解すべきである。」と判示した。

2) 大阪地判平成12年9月20日判時1721号3頁、判タ1047号86頁、金判1101号3頁。

3) 監査役設置会社における内部統制システムの構築について、会社法348条3項4号・4項、362条4項6号・5項、および会社法施行規則100条1項・3項は次のように規定している。

会社法348条

2 取締役が二人以上ある場合には、株式会社の業務は、定款に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数をもって決定する。

3 前項の場合には、取締役は、次に掲げる事項についての決定を各取締役に委任することができない。

四 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

合⁴⁾に分けて定められている。

4 大会社においては、取締役は、前項第4号に掲げる事項を決定しなければならない。

会社法362条

- 4 取締役会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を取締役に委任することができない。
- 六 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備
- 5 大会社である取締役会設置会社においては、取締役会は、前項第6号に掲げる事項を決定しなければならない。

会社法施行規則100条

- 1 法第362条第4項第6号に規定する法務省令で定める体制は、次に掲げる体制とする。
- 一 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 二 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 三 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 四 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 五 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 2 監査役設置会社以外の株式会社である場合には、前項に規定する体制には、取締役が株主に報告すべき事項の報告をするための体制を含むものとする。
- 3 監査役設置会社（監査役は監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）である場合には、第一項に規定する体制には、次に掲げる体制を含むものとする。
- 一 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - 二 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - 三 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - 四 その他監査役は監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 4) 委員会設置会社における内部統制システムの構築について、会社法416条1項1号ロ・ホ、および会社法施行規則112条1項・2項は、次のように定めている。

会社法416条

委員会設置会社の取締役会は、第362条の規定にかかわらず、次に掲げる職務を行う。

- 一 次に掲げる事項その他委員会設置会社の業務執行の決定
 - ロ 監査委員会の職務の執行のため必要なものとして法務省令で定める事項
 - ホ 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

会社法施行規則112条

- 1 法第416条第1項第1号ロに規定する法務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
- 一 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
 - 二 前号の取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項
 - 三 執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制
 - 四 その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 2 法第416条第1項第1号ホに規定する法務省令で定める体制は、次に掲げる体制とする。
- 一 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 二 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 三 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 四 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 五 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

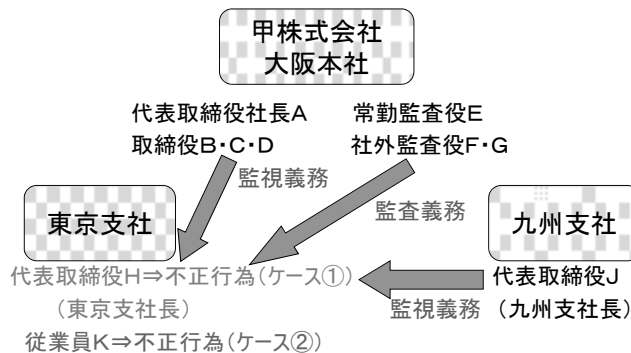


図2 不正行為に対する従来の「監視義務」

以下では、監査役設置会社を前提に、例えば、コンプライアンス・リスクに関連して、取締役や従業員の不正行為に対して、取締役の監視義務と内部統制システムの整備義務がどのように機能するかを比較してみよう。

図2は、大阪に本店を置く、電子機械の製造販売を目的とする甲株式会社の例である。輸出業務は、東京支社の主要業務となっているが、ケース①では、代表取締役Hが関税法・外為法に違反して、不正輸出を行っていた。この輸出業務に関する決議や報告が取締役会でなされていない場合は、取締役A B C D Jについては、監視義務が問題となる（監査役義務については省略する。以下同様）。しかし、これらの取締役がそれぞれ別の業務を担当していれば、この監視義務による不正行為の抑止はあまり期待できない。一方、ケース②の場合は、一次的には指揮命令権者である代表取締役Hが担うべき従業員Kの不正行為に対する監督義務が問われ、Hが監督義務を適切に果たしているかどうかについて、A B C D Jらの監視義務が問題になるが、複数の事業部門を有するときは、やはり実効性はほとんどない期待できないであろう。そして、この傾向は、大企業になるほどに顕著になる。

内部統制システムの整備義務（責任）は、こうした監視義務の限界を克服しようとするものである。輸出企業であれば、関税法や外為法等に係る法令違反は、それが行われれば会社に大きな損害を与える重大なリスクである。したがって、どのようなリスクがありうるかを識別し、そのリスクを管理するための監視監督体制をあらかじめ整備しておくことは業務執行者らの重要な任務となる。具体的には、内部統制システムの整備に関する基本方針を取締役会で決定し、代表取締役はその基本方針を実施可能なものとする整備・運用義務を負い、また、それぞれの事業部門の担当取締役には、その部門に応じた内部統制システムを整備・運用していく義務がある。基本方針の決定は、すべての取締役の業務執行に関する責任に属するが、代表取締役や担当取締役（A H J）の整備・運用義務については、他の取締役（B C D等）は、その義務が適切に履行されているかを監視する義務を負うことになる（図3参照）。

内部統制システムの整備に関する決定事項、すなわち、業務の適性を確保するために必要な

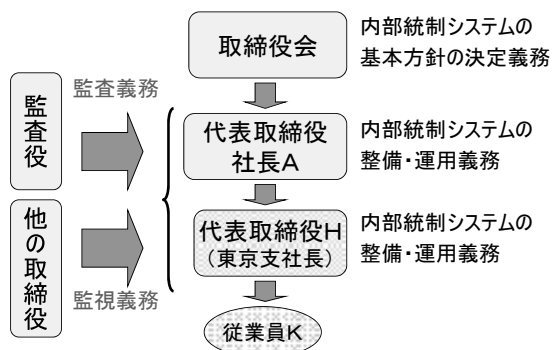


図3 内部統制システムの整備に関する義務

体制のほか、情報管理、リスク管理、効率性の確保、従業員の規律および企業グループ全体の適正さを保つための仕組みについて決定し、どのような体制にすることを決めたかは事業報告で開示される⁵⁾。内部統制システムの整備に関する決定事項とC S R リスクに関連する事項は、コンプライアンス・リスクやガバナンス・リスクなど、重なるものが多い。つまり、会社法は、C S R に直接関わる規定は置いていないが、大企業であれば、C S R に関わる事項の決定をも義務づけられ、事業報告で開示することになり、社会一般の評価にさらされることになるのである。

5 今後の動向

C S R に係る行動規範が遵守されているかどうかについて、内部的なコントロールしか働かないとしたら、C S R の実効性は覚束ないであろう。したがって、C S R に係る計画および実行の状況等に関する各企業の情報開示とそれを評価する仕組みも重要になってくる。その観点からは、事業報告のほか、各企業が任意に作成するC S R 報告書も重要である。

1990年代後半より、製造業を中心に各企業は環境報告書という形で、自社の環境活動の情報開示を進めてきた。ところが、最近では、コンプライアンスやガバナンスに対する関心の高まりから、環境以外の情報も盛り込んだC S R 報告書やサステナビリティ報告書を発行する企業が増加している。その具体的な記載項目は、コンプライアンス、コーポレート・ガバナンス、リスクマネジメント、情報セキュリティ、従業員関連（安全衛生・人権）、顧客関連（C S ・製

5) 内部統制システムの整備に係る事業報告の内容については、会社法施行規則118条2号において、次のように定められている。

会社法施行規則118条 事業報告は、次に掲げる事項をその内容としなければならない。

二 法第348条第3項第4号、第362条第4項第6号並びに第416条第1項第1号ロ及びホに規定する体制の整備についての決定又は決議があるときは、その決定又は決議の内容の概要

品安全)、環境、社会貢献といったものである。内部統制システムの整備のためにどのような体制が採用されたかが事業報告で開示され、この成果が、これらCSR報告書やサステナビリティ報告書に記載されることになるのであろうか。今後、これらの報告書がどのように充実されていくか、注目されるところである。